平成25年度富士山七合目公衆トイレ汚水処理装置管理業務
仕　様　書

１．業務の目的

富士箱根伊豆国立公園富士山地域内富士山吉田口下山道七合目において環境省が所管する杉チップ型バイオトイレの汚水処理施設について、屎尿及び雑排水が適切に処理されるよう保守点検等の管理を行うことを目的とする。

２．業務内容

業務対象施設は、富士山吉田口下山道七合目における、環境省所管の公衆トイレ（杉チップ型バイオトイレ）の汚水処理施設一式を業務対象施設とする（仕様書別紙参照）。

業務対象施設について、次の事項に基づき適切に管理を行うこと。なお、開山時期は例年７月１日から９月初旬までであるが、登下山道の状況等により変更となる可能性があるため、作業実施の時期については、環境省担当官と十分調整を図ること。

（１）汚水処理施設の保守点検

①トイレ供用開始前（６月中旬）

開山前に、以下の作業を行うこと。なお、作業実施にあたっては、発電機稼働準備、初期水及び杉チップの搬入等を事前に実施する富士山吉田口下山道公衆トイレ維持管理運営協議会（以下「協議会」という。）と十分調整を行うこと（打ち合わせ１回（業務計画の説明等））。

１）汚水槽、曝気槽、処理槽、貯水槽、パイプ類等含め処理装置の清掃を行うこと。

２）トイレ内に保管してある杉チップを処理槽に入れること。

３）別添の富士山七合目汚水処理装置維持管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）に従いバルブを開閉し、貯水槽に初期水を十分投入し、水位を確認すること。

４）以下の機器について、業務開始時に提供する各機器の取扱説明書に従い、点検・清掃のうえ正常に稼働させること。機器又は部品の交換の実施が必要なときは、速やかに環境省担当官と協議し、対応すること。

ア　汚水ポンプ(ｴﾚﾎﾟﾝ　ｶｯﾀｰ付汚物水中ﾎﾟﾝﾌﾟ　SFDNⅡ-400S)：４基

上記作業を４基行うほか、４基の配管への取付け作業を行うこと

イ　エアポンプ(ﾃｸﾉ高槻　ﾊｲﾌﾞﾛｰｴｱｰﾎﾟﾝﾌﾟ　HP-150,HP-200)：２基

上記作業を２基行った後、１基のみ運用すること（１基は予備)。その際、マニュアルに従い、バルブの開閉を確認すること。

ウ　加圧ポンプ(川本製作所　NEWｿﾌﾄｶﾜｴｰｽ　NF2-250S)：２基

上記作業を２基行った後、１基のみ運用すること（１基は予備）その際、マニュアルに従い、バルブの開閉を確認すること。

エ　攪拌モーター(ﾏｷｼﾝｺｰ　ｷﾞﾔｰﾄﾞﾓｰﾀｰ　GE-H4)：２基

オ　減速機(ﾏｷｼﾝｺｰ　ウォーム減速機　SAU シリーズ)：２基

５）汚水及び処理水をしばらく循環させ、流動状況、水漏れ、目詰まり等を確認すること。問題があれば、速やかに環境省担当官と協議し、対応すること。

②トイレ供用中（７月、８月）

トイレ供用中に計４回程度（７月中２回、８月中２回)、以下の作業を行うこと。

１）汚水槽、曝気槽、処理槽、貯水槽、パイプ類等含め処置装置の清掃を行うこと。

２）マニュアルに従い、杉チップの状態を確認し、必要に応じて杉チップの補充を行うこと。その際、杉チップを補充した量及び残りの量の記録をとること。

３）貯水槽の水位の確認を行なうこと。

４）汚水ポンプ、エアポンプ、加圧ポンプ、ギアードモーター、減速機について、各取扱説明書に従い、必要な点検を行い、正常に稼働しているか確認すること。機器又は部品の交換の実施が必要なときは、速やかに環境省担当官と協議し、対応すること。また、エアポンプ及び加圧ポンプについては、必要に応じて予備と運転を切り替えること。

５）汚水及び処理水の循環過程において、流動状況、水漏れ、目詰まり等がないか確認すること。マニュアルに従い曝気槽及び周辺配管内の洗浄を行うこと。

③トイレ供用終了後（９月初旬）

　トイレ供用終了後、以下の作業を行うこと。なお、作業実施にあたっては、発電機稼働停止、処理水搬出等が実施される前に終了する必要があることから、協議会と十分調整を行うこと。

１）汚水及び処理水の循環過程において、流動状況、水漏れ、目詰まり等がないか確認すること。マニュアルに従い曝気槽及び周辺配管内の洗浄を行うこと。

２）汚水ポンプ、エアポンプ、加圧ポンプ、ギアードモーター、減速機について、各取扱説明書に従い、必要な点検を行い、正常に稼働しているか確認したうえで、各取扱説明書及びマニュアルに従い、各機器の稼働を停止させること（コンセントは全て抜くこと。)。なお、機器又は部品の交換の実施の必要性について確認すること。

３）杉チップを処理槽からすべて掻き出し、袋詰めの上、トイレ内に保管すること。

４）マニュアルに従い、バルブ等の開閉を実施し、配管、処理槽、余水層、汚水槽、曝気槽等の水抜きを完全に行い、トイレ建物内の清掃を行うこと。

（２）その他

その他、業務対象施設の機能を維持する上で必要な作業を行うこと（突発的な故障に対する速やかな原因究明・応急措置作業、機器又は部品の交換作業を含

む。)。
　なお、交換する機器又は部品の購入及び運搬費用については、発注者側で負担する。

３．業務履行期限
　　平成 25 年９月 30 日

４．成果物
　請負者は、２．の業務内容及び改善すべき点をとりまとめ、写真等を添え、以下のとおり報告書を提出すること。
　　紙媒体：２部（Ａ４両面 30 ページ程度）
　　電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）２式）
　報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
　　提出場所：関東地方環境事務所（富士五湖自然保護官事務所を経由）

　また、業務開始後、請負者は環境省担当官と協議の上、業務内容毎に作業内容、作業フロー、作業日程並びに責任者名及びその者が有する技能並びに緊急連絡体制を定めた業務実施計画書を平成 25 年６月 19 日までに作成し、環境省担当官へ提出すること。

５．著作権等の扱い
（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
（２）成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
（３）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

６．情報セキュリティの確保
　　請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
（１）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
　　また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
（２）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う

情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（３）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

７．その他

請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事由については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 183 頁、表３参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 184 頁、表４参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

| リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます<br>この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。 |
|---|

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．電子データの仕様

（１）Microsoft 社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

（２）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（2011 以下）、又は Microsoft 社 Word（ファイル形式は Word2010 以下）

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は Excel2010 以下）

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

（３）（２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

（４）以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

（５）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

３．その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。